○・九八	
○・九八	
一・○○	
一・○○	
一・○○	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

告　示

○外務省告示第二百五十六号

平成二十三年十二月六日にロンドンで署名された租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定について、ガーンジー政府は、同協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により通知し、我が国政府はこれを平成二十四年十一月二十三日に受領した。我が国政府は、平成二十五年七月二十四日に同協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により通知し、ガーンジー政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第十八条1の規定に従い、平成二十五年八月二十三日に効力を生ずる。

平成二十五年七月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第二百四十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から適用する。ただし、同日前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「平成二十三年三月三十一日以前」を「平成二十四年三月三十一日以前」に改め、同号の表中「二四・七二」を「二四・六四」に、「二一・七七」を「二一・七〇」に、「二〇・五四」を「二〇・五四」に、「一八・五四」を「一八・四八」に、「一七・八九」を「一七・八四」に、「一九・六五」を「一九・五九」に、「一八・五四」を「一八・四八」に、「一七・六三」を「一七・五七」に、「一六・五六」を「一六・五一」に、「一五・五八」を「一五・五三」に、「一三・九四」を「一三・八九」に、「一二・五四」を「一二・五〇」に、「一一・三〇」を「一一・二七」に、「一〇・二〇」を「一〇・一七」に、「九・三四」を「九・三一」に、「八・四七」を「八・四五」に、「七・六〇」を「七・五六」に、「六・七五」を「六・七三」に、「五・九一」を「五・八九」に、「五・〇八」を「五・〇六」に、「四・四五」を「四・四四」に、「三・八五」を「三・八四」に、「三・二四」を「三・二三」に、「二・六一」を「二・六〇」に、「二・二一」を「二・二〇」に、「一・九九」を「一・九八」に、「一・七三」を「一・七二」に、「一・六三」を「一・六二」に、「一・二八」を「一・二七」に、「一・二五」を「一・二四」に、「一・一八」を「一・一七」に、「一・〇五」を「一・〇四」に、「一・〇〇」を「一・〇〇」に改める。

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	七・〇	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	六・七	
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	六・四	
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	六・一	
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	五・八	
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	五・五	
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	五・二	
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	四・九	
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	四・六	
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	四・三	
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	四・〇	
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	三・七	
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	三・四	
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	三・一	
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	二・八	
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	二・五	
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	二・二	
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・九	
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・六	
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・三	
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・〇	
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・〇	
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・〇	
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・〇	
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・〇	
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・〇	
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・〇	
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇	

を

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇

に、

月一日から平成八年三月三十一日までの日	○・九九
月一日から平成八年三月三十一日までの日	○・九九
四月一日から平成九年三月三十一日までの日	○・九八
四月一日から平成十年三月三十一日までの日	○・九八
四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	○・九八
四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九八
四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	○・九七
四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	○・九六
四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	○・九七

を

平成七年四	
平成十年四	
平成十一年	
平成十二年	
平成十三年	
平成十年四	
平成十一年	
平成十二年	
平成十三年	

に、「○・九九」を「○・九七」に、「○・九八」を「○・九七」に、「○・九七」を「○・九六」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第四項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から適用する。ただし、同日前の分として支給する失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久